

# 山梨県公報

第二千五百七十四号

平成二十八年

一月二十一日

木曜日

## 目次

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二二

○一般競争入札について……………二二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………二三

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(二件)……………二四

○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………二五

○大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………二六

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………二六

人事委員会

○山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………二七

## 告示

### 山梨県告示第二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県国土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

### 急傾斜地崩壊危険区域

(イ)次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十三号までの標柱を順次結んだ線及び十三号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
------	---	---	---	---	----	---	----

## 公告

### 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束

道平	二	一	甲州市	四番一
大和町	三	同	同	七一一番六地先
木賊	四	同	同	道路敷
山崩	五	同	同	二番二
道平	六	同	同	一一〇番
山崩	七	同	同	七二六番一
同	八	同	同	同
同	九	同	同	一一〇番
同	十	同	同	同
同	十一	同	同	一一〇番地先道
同	十二	同	同	路敷
同	十三	同	同	一三〇番
同	十四	同	同	三番二地先道路敷
同	十五	同	同	同
同	十六	同	同	同
同	十七	同	同	同
同	十八	同	同	同
同	十九	同	同	同
同	二十	同	同	同
同	二十一	同	同	同
同	二十二	同	同	同
同	二十三	同	同	同
同	二十四	同	同	同
同	二十五	同	同	同
同	二十六	同	同	同
同	二十七	同	同	同
同	二十八	同	同	同
同	二十九	同	同	同
同	三十	同	同	同
同	三十一	同	同	同
同	三十二	同	同	同
同	三十三	同	同	同
同	三十四	同	同	同
同	三十五	同	同	同
同	三十六	同	同	同
同	三十七	同	同	同
同	三十八	同	同	同
同	三十九	同	同	同
同	四十	同	同	同
同	四十一	同	同	同
同	四十二	同	同	同
同	四十三	同	同	同
同	四十四	同	同	同
同	四十五	同	同	同
同	四十六	同	同	同
同	四十七	同	同	同
同	四十八	同	同	同
同	四十九	同	同	同
同	五十	同	同	同
同	五十一	同	同	同
同	五十二	同	同	同
同	五十三	同	同	同
同	五十四	同	同	同
同	五十五	同	同	同
同	五十六	同	同	同
同	五十七	同	同	同
同	五十八	同	同	同
同	五十九	同	同	同
同	六十	同	同	同
同	六十一	同	同	同
同	六十二	同	同	同
同	六十三	同	同	同
同	六十四	同	同	同
同	六十五	同	同	同
同	六十六	同	同	同
同	六十七	同	同	同
同	六十八	同	同	同
同	六十九	同	同	同
同	七十	同	同	同
同	七十一	同	同	同
同	七十二	同	同	同
同	七十三	同	同	同
同	七十四	同	同	同
同	七十五	同	同	同
同	七十六	同	同	同
同	七十七	同	同	同
同	七十八	同	同	同
同	七十九	同	同	同
同	八十	同	同	同
同	八十一	同	同	同
同	八十二	同	同	同
同	八十三	同	同	同
同	八十四	同	同	同
同	八十五	同	同	同
同	八十六	同	同	同
同	八十七	同	同	同
同	八十八	同	同	同
同	八十九	同	同	同
同	九十	同	同	同
同	九十一	同	同	同
同	九十二	同	同	同
同	九十三	同	同	同
同	九十四	同	同	同
同	九十五	同	同	同
同	九十六	同	同	同
同	九十七	同	同	同
同	九十八	同	同	同
同	九十九	同	同	同
同	一百	同	同	同

(ロ)次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十四号から十九号までの標柱を順次結んだ線及び十九号と十四号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 特種自動車(路面清掃車)

(二) 数量 一台

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 供給場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部管財課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 入札説明書に示した調達物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類を提出した者であること。

3 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて、山梨県内で速やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。

4 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし

ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者の登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十八年一月二十一日(木)から同年二月五日(金)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 四の3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十八年二月五日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年三月一日(火) 午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館四階四〇四会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課宛てに平成二十八年二月二十九日(月)午後四時までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(車両本体、付属品、法定登録費用、リサイクル料及び登録代行手数料並びに消費税及び地方消費税の額の合計額)を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部管財課（電話〇五五―二三三―一三九二）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured:

Road sweeper (rear lift dump Vacuum type) 1unit

2 Date and time of tender:

10:00AM March 1,2016

3 Bureau in charge:

Property Management Division, General Affairs Department, Yamamashi  
Prefectural Government  
1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan  
TEL 055-223-1392

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。

平成二十八年一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
若林 茂雄	わかばやし歯科医院	山梨県甲斐市龍地六千四百四十三番地一	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 介護予防通所リハビリテーション（みなし） 介護予防訪問リハビリテーション（みなし） 介護予防訪問看護（みなし） 居宅療養管理指導（みなし） 通所リハビリテーション（みなし） 訪問リハビリテーション（みなし） 訪問看護（みなし）	平成二十七年十二月一日
古場 哲郎	シキシマ歯科	山梨県甲斐市中下条七百三十九番地一	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 介護予防通所リハビリテーション（みなし） 介護予防訪問リハビリテーション（みなし） 介護予防訪問看護（みなし） 介護予防	同

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

株式会社しらゆり調剤 薬局	株式会社クオ・ライフ・ナカヤ	特定非営利活動法人生活介護支援くまちゃん	医療法人立史会	特定非営利活動法人みつばのくろーばー	新日本通産株
しらゆり調剤 薬局	リョウセイ堂 薬局	デイサービス やすらぎの家	今井整形外科 居宅介護支援 事業所	みつばやあん き	あい一宮
山梨県甲府市古府中 町四千八百十番地一	山梨県南都留郡富士 河口湖町船津九百九 十五番地二十三	山梨県甲府市丸の内 二丁目十一番一号	山梨県甲府市上阿原 町千五百一十一番地	山梨県甲府市宝二丁 目十七番八号	山梨県笛吹市一宮町
介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	介護予防通所介 護 通所介護	居宅介護支援	介護予防通所介 護 通所介護	介護予防通所介
同	同	同	同	同	平成二十七

株式会社 ありがとうの 介護株式会社	和 郁の家笛吹石	一ノ宮千五百九十六 番地一	山梨県笛吹市春日居 町国府三百七十九番 地一	通所介護	平成二十七 年十二月二 十日
--------------------------	-------------	------------------	------------------------------	------	----------------------

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三  
 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定  
 により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十八年一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋  
 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所 西八代郡市川三郷町落合字中丸三五二一から三五二二 四まで、三五二七の一、字網倉三八五五	通知の相手方 丹澤秀人
--	----------------

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置  
 いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十二月十六日農林水産省告示第二千七百二十八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町下芦川字向島一〇一〇	河野公男、河野國男

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年十二月十六日農林水産省告示第二千七百二十五号

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年五月二十三日まで縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

住 所

仲沢巖  
山梨県甲府市貢川本町四番五号

有限会社朗月堂  
山梨県甲府市貢川本町十三番六号

代表取締役 須藤令子

株式会社山本  
山梨県甲斐市竜王千三百七十番地一

代表取締役 山本勉

有限会社サンライト小林  
山梨県甲府市貢川本町四番八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 朗月堂本店

(二) 所在地 山梨県甲府市貢川本町十三番六号

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百九十一台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百七十三台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 十六箇所 位置 届出の図面のとおり	数 十五箇所 位置 届出の図面のとおり

3 変更する年月日

平成二十八年八月二十六日

三 届出年月日

平成二十七年十二月二十五日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター



- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成二十八年一月二十一日

届出者 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
仲沢巖	山梨県甲府市貢川本町四番五号
有限会社朗月堂 代表取締役 須藤令子	山梨県甲府市貢川本町十三番六号
株式会社山本 代表取締役 山本勉	山梨県甲斐市竜王千三百七十番地一
有限会社サンライト小林 代表取締役 小林和美	山梨県甲府市貢川本町四番八号

- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (一) 名称 朗月堂本店
    - (二) 所在地 山梨県甲府市貢川本町十三番六号
  - 2 廃止前の店舗面積の合計  
千四百六十三平方メートル
  - 3 廃止後の店舗面積の合計  
五百八十一平方メートル
  - 4 店舗面積の合計を千平方メートル以下に変更する日  
平成二十八年二月八日
- 三 届出年月日  
平成二十七年十二月二十五日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年五月二十三日まで縦覧に供する。  
平成二十八年一月二十一日

届出者 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては代 表者の氏名	住 所
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社マツモトキョシ甲信越販売 代表取締役 西野利昭	長野県岡谷市赤羽一丁目四番十八号

- 一 届出者
  - 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
株式会社オンザサミット 代表取締役 小田切常雄
  - 2 住所  
山梨県甲府市伊勢一丁目四番十六号
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (一) 名称 グリーンタウン甲府東
    - (二) 所在地 山梨県甲府市向町字蛭田百二十三番一外
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十八年八月二十五日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三千九百十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の位置及び収容台数
  - (2) 収容台数 二百二十二台
  - (二) 駐輪場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 七十五台
- (三) 荷さばき施設的位置及び面積
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 面積 八十八平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 三十七立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (1) 開店時刻 午前九時
- (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (1) 数 三箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日  
平成二十七年十二月二十四日
- 四 縦覧場所  
山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第一号

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年一月二十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。  
 第三条第二項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書と」を「署名用電子証明書と」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年一月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番